

平成30年度 第1回  
三郷市景観審議会  
議 案 書

平成30年6月26日(火)

三郷市役所 第一委員会室

議案第 1 号

三郷市景観賞(届出部門)の実施について【意見聴取】

# ■三郷市景観賞(届出部門)の実施について (案)

## (1) ご意見を賜りたい主な事項

三郷市景観賞(届出部門)表彰作品の選考方法について  
(P3～6 (6)表彰作品の決定方法 ～ (8)選考基準 について)

景観賞選考委員会の立ち上げについて  
(P9 三郷市景観賞実施要領 第7条第1項)

景観賞選考委員会会長の選任について  
(P9 三郷市景観賞実施要領 第7条第3項)

## (2) 景観賞実施の目的

良好な景観形成に寄与したと考えられる対象を表彰することにより、建築主、設計者及び施工者の景観への意識高揚を図ります。

## (3) 細目の設定と表彰

景観賞実施要領に定めた4種類の部門のうち、届出部門について更に細目を設け、それぞれ表彰を行います。また、細目ごとの表彰件数は定めませんが、表彰件数の合計は20件程度とします。

なお、前回の表彰実績は①活動部門1件、②建物・緑部門2件、③景色部門18件(平成28年度)、④届出部門11件(平成25年度)です。

①活動部門	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。	平成28年度 実施済	
②建物・緑部門	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰します。		
③景色部門	公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。		
④届出部門	景観計画の届出行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰します。		平成30年度 実施予定
	届出部門細目		
	住宅の部	一戸建ての住宅、長屋・共同住宅等の建築物を対象とします。 ※分譲住宅については一団の土地で評価するものとします。	
	商業施設の部	店舗、事務所等の建築物を対象とします。	
	工業施設の部	工場、倉庫等の建築物を対象とします。	
	その他の部	上記に該当しない建築物及び、工作物を対象とします。	

#### (4) 表彰の対象者（届出部門）

平成25年度から平成29年度に届出された景観計画の完了届出書のうち、確認書を交付した行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』の「建築主、設計者、施工者」を表彰対象とします。

#### (5) 各部門の実施時期

①活動部門、②建物・緑部門、③景色部門の3部門は、5年ごとに実施します。また、④届出部門も5年ごとに実施します。

年度	実施部門	備考
実施済		
H23年度	第1回景観賞実施 ①,②,③	
24年度		表彰式（市施行40周年）
25年度	第2回景観賞実施 ④	表彰式
26年度		
27年度		
28年度	第3回景観賞実施 ①,②,③	
29年度		表彰式（市施行45周年）
実施計画		
30年度	第4回景観賞実施 ④	
31年度		表彰式
32年度		
33年度	第5回景観賞実施 ①,②,③	
34年度		表彰式（市施行50周年）
35年度	第6回景観賞実施 ④	
36年度		表彰式

#### (6) 表彰作品の決定方法

表彰作品の選考は事務局にて二次選考まで行い、候補作品を絞り込んだ後、当該候補作品について三郷市景観賞選考委員会において対象作品の内容を審査して選考を行い、表彰作品を決定します。また、三郷市景観賞選考委員会の委員は、三郷市景観審議会の委員（10名）が兼務します。

◎表彰作品決定までの流れ

届出部門

事務局	①対象抽出	平成 25年度から平成 29年度内に完了確認書を交付した景観計画完了届出書の全件抽出をする。
	②一次選考 (選考予定件数 100件)	完了届出書の写真をもとに複数の職員で以下の条件により選考を行う。 1. 既に良好な景観を形成していると判断できるもの 2. 写真からでは良好な景観を形成しているとまでは判断できないが、時間経過により、より良い景観となっている可能性のあるもの(個人住宅で外構未定のもの等) 3. 協議により計画の変更を行っているもの(アドバイザー案件等)
	③現地調査	一次選考を通過した作品の現地を廻り写真撮影を行う。
	④二次選考 (選考予定件数 40~50件)	写真審査により以下の条件で選考を行う。 1. 適正な管理がなされているか 2. 無許可の広告物や占有物などの違法なものが出来ていないか
景観賞 選考委 員 会	⑤三次選考	二次選考を通過した作品の写真審査により、現地調査に行く対象を決定する。
	⑥現地調査	三次選考を通過した作品の現地を廻り景観形成基準を基に評価を行う。
	⑦最終選考	現地調査で行った評価を基に各細目毎の賞を決定する。

(参考) 活動部門、建物・緑部門、景色部門

事務局	①作品公募	応募要件に基づき、審査対象となる作品の公募を行う。
景 観 賞 選 考 委 員 会	②選考委員会 (第一回)	事務局の進行により選考委員会委員長の選出を行う。その後、委員長の進行により作品の公募結果報告、評価方法の決定、現場視察先の決定を行う。
	③選考委員会 (第二回)	第一回選考委員会で決定した作品について現地視察を行った後、表彰対象の選定を行う。

(7) 表彰方法

表彰式を開催し、「建築主、設計者、施工者」を表彰します。

また、インターネット及び広報誌等で表彰作品の写真と併せ、「建築主、設計者、施工者」を公表します。

## (8) 選考基準

### ①各部門共通

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。
建物・緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象とする。	(1) 水や緑との調和の視点 ①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『近くから遠くを見渡した景色（中景～遠景）』を表彰対象とする。	(2) まちとの調和の視点 ③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの歴史・文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。
届出	景観計画の届出を行った行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。  ※景観計画の届出を行い、景観条例第 21 条に基づき完了検査が終了した行為に限る。	(3) ほっとする景観づくりの視点 ⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。又は創出している。  (4) 景観連鎖の視点 ⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。

## ②届出部門

### ●一次選考

完了届出書の写真をもとに複数の職員で以下の条件により選考を行う。

1. 既に良好な景観を形成していると判断できるもの
2. 写真からでは良好な景観を形成しているとまでは判断できないが、時間経過により、より良い景観となっている可能性のあるもの（個人住宅で外構未定のもの等）
3. 協議により計画の変更を行っているもの（アドバイザー案件等）

### ●二次選考

一次選考を通過した作品の現地を廻り写真撮影を行った後、以下の条件で写真審査による選考を行う。

1. 適正な管理がなされているか
2. 無許可の広告物や占有物などの違法なものが出来ていないか

### ●三次選考

以下の視点から判断して現地を視察するまでも無いものを除外する。

1. 良好な景観形成に寄与しているか
2. 模範事例として紹介する事が相応しいか

### ●最終選考

以下の項目について評価を付け各細目毎の景観賞を決定する。

#### 共通項目

1. 外構と緑化  
→街に潤いを与えているか
2. 色彩  
→周囲との調和が図られているか
3. 維持管理  
→適切な管理がなされているか

#### 商業・工業系用追加項目

4. 付帯広告物  
→建築物本体との統一感があるか
5. 配置・規模  
→圧迫感を与えないような配置や分節への配慮があるか
6. 付帯設備・付帯施設  
→設備機器の露出を抑えているか  
→駐車場やごみ置き場の露出を抑えているか

## (9) スケジュール

H30.6.26	景観審議会(意見聴取)
H30.6~10	(一次、二次選考作業)
H30.10	景観審議会・景観賞選考委員会開催(三次選考)
H31.2	景観審議会・景観賞選考委員会開催(現地調査・最終選考)
H31.4以降	(景観賞表彰式の実施)
H31.12~	(市内公共施設にて景観賞表彰作品のパネル展示)

## (10) 参考

### ① H25年度景観賞対象件数(概算)及び表彰件数

	年度内完了届出書受付件数	
H23年度	110件	
H24年度	82件	景観賞表彰件数
計	192件	11件(実績)

### ② H30年度景観賞対象件数(概算)及び表彰件数(予定)

	年度内完了届出書受付件数	
H25年度	239件	
H26年度	156件	
H27年度	172件	
H28年度	256件	
H29年度	192件	景観賞表彰件数(推定)
計	1015件	20件(予定)



# 三郷市景観賞実施要領

## （目的）

第1条 この要領は、三郷市景観条例（平成22年条例第42号、以下「条例」という。）第24条の規定に基づく表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （表彰の目的）

第2条 本市域内において特に良好な景観形成の実現に寄与した活動若しくは者、又は建築物、工作物その他の地物（以下「景観資源」という。）の発見に貢献した者を表彰することにより、良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図り、本市の美しい景観づくりに資することを目的とする。

## （表彰の名称）

第3条 表彰の名称は三郷市景観賞とする。

## （表彰の方法）

第4条 表彰は、市長が行う。

2 表彰は、表彰状等を表彰の対象者に授与するものとする。

## （表彰の部門）

第5条 表彰には、次の各号に定める部門を設け、部門ごとにそれぞれ表彰を行うものとする。

- (1) 活動部門
- (2) 建物・緑部門
- (3) 景色部門
- (4) 届出部門

2 前各号に規定する各部門の内容は、別表に定める。

## （選考の対象の募集）

第6条 前条第1項第1号及び第2号に規定する各部門の選考の対象となるものについては、自薦又は他薦による公募によって行うものとする。

- 2 前項に規定する他薦を行う場合は、応募を行う者は、活動の代表者等、建物等又は敷地の所有者等の同意を得なければならない。
- 3 前条第1項第3号に規定する部門の選考の対象になるものについては、公募によって行うものとする。
- 4 前条第1項第3号に規定する部門において、応募を行う者は、個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。
- 5 市長は、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、前各項に規定する公募の内容について、次の各号に定める事項を市民及び事業者に周知するものとする。
  - (1) 目的
  - (2) 表彰の部門
  - (3) 応募の期間
  - (4) 応募の資格
  - (5) 応募の方法
  - (6) 選考の基準
  - (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- 6 応募を行う者は、次の各号に定める事項を必要に応じて記した書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。
  - (1) 活動又は景観資源の名称、所在地若しくは視点場、位置図等
  - (2) 応募の理由
  - (3) 応募を行う者の住所、氏名、連絡先等
  - (4) 選考の対象の代表者、所有者等の住所、氏名、連絡先等
  - (5) 選考の対象及びそれを撮影した位置、が分かる写真
  - (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（選考委員会）

第7条 表彰者を選定するため、三郷市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、条例第26条に規定する三郷市景観審議会の委員で組織する。
- 3 選考委員会の会長は、委員の互選によって決定するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、選考及び表彰に関する専門知識を有する者を選考委員会の委員として指定することができる。

(表彰の対象等の決定方法)

第8条 選考委員会の委員は、別表に規定する選考の視点に基づき応募書類を審査した後、表彰の対象案を選考するものとする。

2 市長は、表彰の対象を決定した後、表彰の対象を応募した者、表彰の対象の代表者、所有者等を、第4条第2項に規定する表彰の対象者として決定するものとする。

(表彰の対象等の公表)

第9条 市長は、第8条第2項に基づき、表彰の対象及び表彰の対象者を決定した場合、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、これを公表するものとする。

(その他)

第10条 表彰の実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、表彰の対象者だけでなく、広く意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第11条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月21日から施行する。

別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。
建物・緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象とする。	(1) 水や緑との調和の視点 ①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『近くから遠くを見渡した景色(中景～遠景)』を表彰対象とする。	(2) まちとの調和の視点 ③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの歴史・文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。
届出	景観計画の届出を行った行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。  ※景観計画の届出を行い、景観条例第21条に基づく完了検査が終了した行為に限る。	(3) ほっとする景観づくりの視点 ⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。又は創出している。  (4) 景観連鎖の視点 ⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。 ⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。 ⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。



議案第2号

屋外広告物の安全管理マニュアル(公共版)について

【意見聴取】

# 屋外広告物の安全管理マニュアル(公共版)検討案について

## 1. 公共施設における安全管理マニュアルの検討について

現在、公共施設における屋外広告物の安全管理については、三郷市屋外広告物条例において管理義務に関する規定はあるものの、具体的な安全管理に対する措置については明記されていません。

市では、国・埼玉県の状況と市の実情を踏まえ、公共施設における屋外広告物の安全対策を推進するため、安全管理マニュアルの策定を検討しています。そこで三郷市景観条例第27条の規定を準用し、三郷市景観審議会へ意見聴取を行います。

## 2. ご意見を賜りたい主な事項

マニュアルに整理すべき事項について (P15)

点検に係るフローチャートについて (P16)

点検表について (P17~19)

## 3. 屋外広告物の現状について

### ①背景

平成27年に発生した札幌市での事故など、近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。

### ②国の動き

国では、屋外広告物の所有者等が当該屋外広告物を良好な状態に保持するため、適切に点検等を行うことを明確化し、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため「屋外広告物条例ガイドライン(案)」の改正を行いました。

#### 〈改正点〉

- (1) 屋外広告物の所有者又は占有者は、当該屋外広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明記。
- (2) 屋外広告物の所有者又は占有者は、屋外広告士など専門的知識を有する者に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- (3) 屋外広告物の所有者又は占有者は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

また、屋外広告物の安全性に関する現地確認など、安全対策を推進する際の参考資料として、「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」が策定されました。

### ③埼玉県の動き

埼玉県では、屋外広告物の安全管理の強化は首都圏における広域的な諸課題の一つと考え、九都県市首脳会議に屋外広告物の安全管理の強化に向けた取り組みを提案しました。検討した取組内容については了承され、平成30年度は商店街に対して周知・啓発活動を行う予定となっています。

## 4. 安全管理マニュアル案について

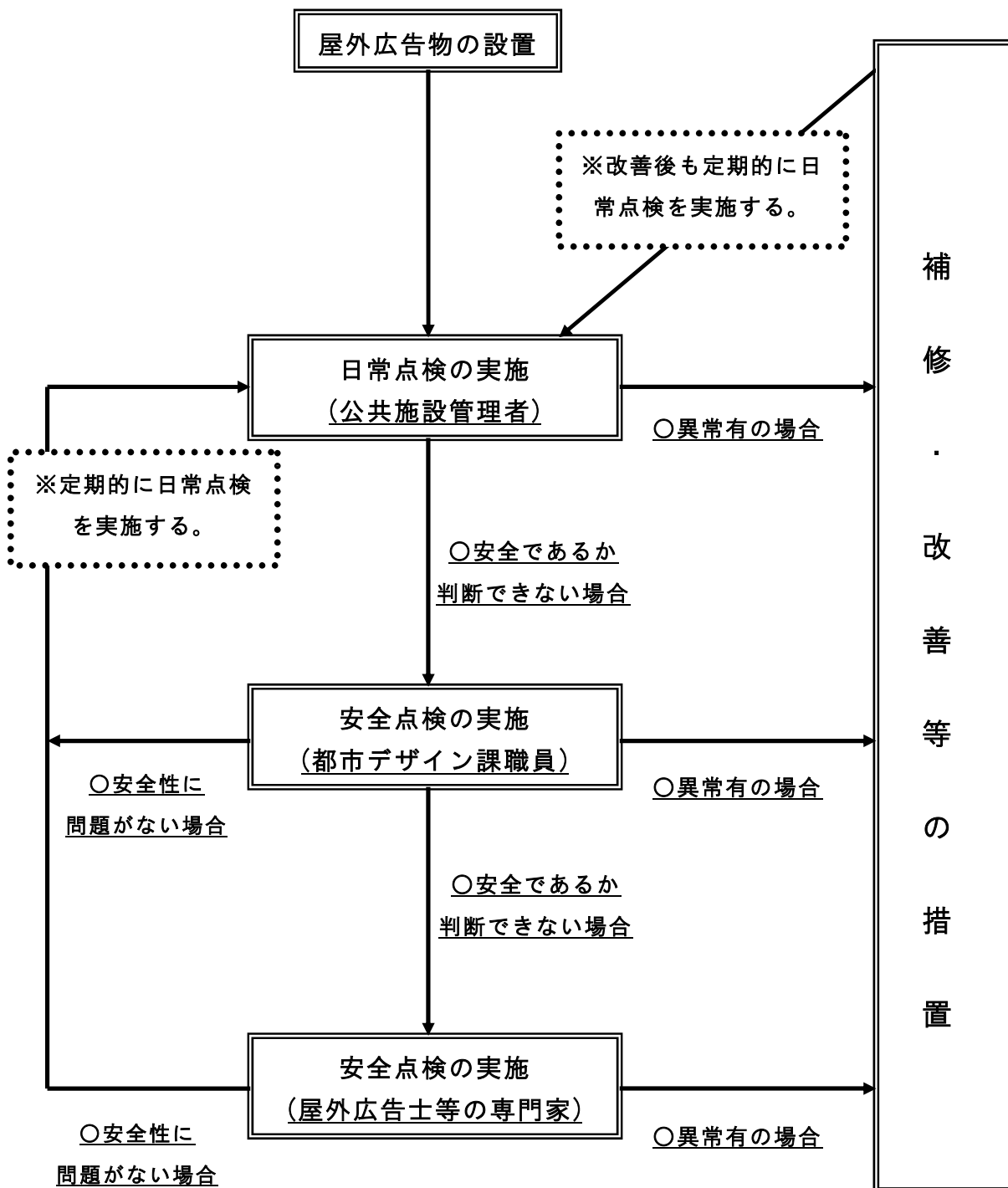
○マニュアル策定の目的=**公衆に対する危害の防止(適正な管理及び安全性の確保)**

### ①マニュアルに整理すべき事項

項目	具体案
(1)点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常点検の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>→目視、打診による点検を基本とし、定期的を実施する。</li> <li>→台風や地震災害の前後など必要に応じて実施する。</li> <li>→日常点検の実施者は公共施設の管理者とする。</li> </ul> </li> <li>・ 安全点検の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>→原則、3年に1回実施する。</li> <li>→日常点検において、安全性の判断ができない場合は実施する。</li> <li>→安全点検の実施者は、以下のとおりとする。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市デザイン課職員</li> <li>②三郷市屋外広告物条例第18条で定める専門知識を有する管理者</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
(2)点検表について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各点検を実施する際は、点検表を用いて点検を行う。</li> <li>・ 各点検表は、当該屋外広告物を除却するまで、保管する。</li> <li>・ 安全点検時は、補修等の措置に関する実施状況（従前の状況を含む）について、写真等により作成することとする。</li> </ul>
(3)点検箇所について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を基に劣化が生じやすい箇所及び点検すべき箇所を示す。</li> </ul>
(4)点検を必要とする屋外広告物の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はり紙、はり札、立看板、広告旗(のぼり旗)以外のすべての屋外広告物とする。</li> </ul>



②点検に係るフローチャート



### ③点検表について

#### (1)日常点検に係る屋外広告物安全点検確認表(案)

- ・日常点検については、九都県市で発行された普及啓発リーフレットのセルフ点検表を参考に作成した点検表を使用する。

屋外広告物安全点検確認表(日常点検用)

表示・設置場所	三郷市		
広告物の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他( )		
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
点検者	氏名		
	住所		
	電話番号		
点検結果	異常なし ・ 異常あり(補修等の必要な措置を行うこと)		

NO	点検項目	異常の有無	
		有	無
1	支柱の根元からサビが出ていませんか。	有	無
2	看板が傾いていませんか。	有	無
3	ブラケット部(看板の支持具)よりサビが出ていませんか。	有	無
4	看板は壁から垂直についていますか。	有	無
5	アクリル板にひびが入っていませんか。	有	無
6	アクリル板が外れそうではありませんか。	有	無
7	パネル(表示面)ががたついていませんか。	有	無
8	照明の不点灯などはありますか。	有	無
9	照明器具が傾いたり、外れかけていませんか。	有	無
10	看板部材が欠落していませんか。	有	無

※当該屋外広告物を除却するまで、点検表は保管すること。

(2)安全点検に係る屋外広告物安全点検確認表(案)

- ・安全点検については、「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」の屋外広告物安全点検報告書を参考に作成した点検表を使用する。

屋外広告物安全点検確認表(安全点検用)

年 月 日

表示・設置者又は管理者 住所  
氏名  
電話番号

1 屋外広告物の安全性(表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入すること。)

屋外広告物の概要	設置場所	三郷市
	設置年月日	年 月 日 ( 年経過)
	広告物の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他( )
	高さ	m (地上からの上端の高さ)
点検結果への対応及び安全性の判断	<input type="checkbox"/> 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。 <input type="checkbox"/> 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。 <input type="checkbox"/> その他( )	

2 点検の実施及び改善状況(点検者もしくは改善を行ったものが記入すること。)

点検者	住所	電話番号	
	氏名又は名称		
	資格	屋外広告業者登録業者・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者 その他 ( )	
点検実施日	年 月 日		
点検箇所 (該当項目に○)	点検項目 (該当項目に○)	異常の有無	所見 (異常の内容・改善措置の実施状況・ 管理上の課題等)
(1)基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
(2)支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無	
(3)取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	

	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	
(4) 広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告部底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
(5) 照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
(6) その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項( )	有	無	

### 3 写真(点検結果、改善状況)、所見

写真添付欄(点検結果、改善前後の状況)	所見等記載欄
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検箇所</li> <li>・点検方法</li> <li>・補修等の状況、安全上の所見</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検箇所</li> <li>・点検方法</li> <li>・補修等の状況、安全上の所見</li> </ul>

※当該屋外広告物を除却するまで、点検表は保管すること。

## 5. 今後のスケジュール

- H30.6.26 第1回景観審議会(検討案について意見聴取)  
(事務局作業) 意見を反映させ、安全管理マニュアル(案)の作成
- H30.10 第2回景観審議会(安全管理マニュアル(案)について諮問)  
(事務局作業) 庁内周知及びマニュアル運用の開始